

耕作放棄地対策関連質疑応答集

耕作放棄地全体調査実施要領
耕作放棄地解消支援ガイドライン

平成 20 年 8 月

農林水産省農村振興局

この応答集は、主として市町村担当者からの質問をもとに作成しています。

- 目 次 -

総 論	1
耕作放棄地全体調査	4
1 趣旨	4
2 実施体制	7
3 耕作放棄地の区分	9
4 調査時期	14
5 「農地」に該当するか否かの判断を要するもの	14
6 調査表の作成と集計（耕作放棄地区分）	15
7 耕作放棄地解消計画との連携（耕作放棄地解消計画分類）	15
8 フォローアップ（平成 21 年度以降）	16
9 その他	17
耕作放棄地解消支援ガイドライン	18
1 趣旨	18
2 「農地」・「非農地」の振り分けの考え方	18
3 耕作放棄地解消対策協議会	19
4 営農再開・保全管理の分類の考え方	19
5 「農地」の各分類に応じた支援策	22
6 耕作放棄地解消計画の策定	22
7 耕作放棄地の解消の着実な実行を促すための措置	24

この質疑応答集は必要に応じ更新していきます。

総論

(問1) 平成19年度の取組に加え、20年度に「耕作放棄地全体調査要領」や「耕作放棄地解消支援ガイドライン」を示した経緯いかん。

- 1 耕作放棄地面積(38.6万ha)の把握は、2005年農林業センサスにおいて個々の農家が調査票に記入した面積を基に集計したものであるため、解消対策を講ずる上での基礎情報(その所在・地域区分、農地に戻せるのか非農業的利用を検討せざるを得ないのか等)は把握できていません。
- 2 一方で、近年、国際的な食料事情が不安定化し、また今後とも農地面積の減少が見込まれるなかで、国民に対し食料の安定供給を図っていくためには、農地を確保するとともに、耕作放棄地を解消していくことが喫緊の課題となっています。
- 3 現場においては、農業経営基盤強化促進法に基づく取組等、耕作放棄地解消の努力がなされてきていますが、解消の取組を促進するためには、その所在や状況を的確に把握し、それぞれの状況に応じた対策を講じていくことが必要です。
- 4 このため、現状把握に基づく耕作放棄地解消対策をより一層促進するべく、平成19年度に「耕作放棄地実態調査」等を実施し、さらに、その取組事例や問題点を踏まえ、全国の指針として今般の「耕作放棄地全体調査要領」等を策定しました。
- 5 今後は、市町村・農業委員会において、19年度までの成果を活用しつつ、「耕作放棄地全体調査要領」等に基づく取組を積み重ねていただくことで、耕作放棄地解消対策を促進したいと考えています。

(問2) 耕作放棄地解消へのアプローチとして、今般示された手法(全体調査、解消計画の策定・推進等)は適当か。(多大な労力を要する全体調査にいかなる意義があるのか。)

- 1 耕作放棄地の解消に向けては、様々な観点から諸般の施策を講じていく必要がありますが、全体調査(現状把握)や解消計画の策定・推進(営農再開・保全管理に向けた関係団体や担い手等との調整等)といったアプローチも極めて重要かつ有効な対策の一つです。

- 2 また、耕作放棄地の現状把握は 19 年度の実態調査により一定程度前進しましたが未だ十分ではなく、耕作放棄地解消に資する施策を検討していく上で、その基礎資料として全体の現状（その所在・地域区分、農業利用が可能なのか非農業的利用を検討せざるを得ないのか、営農再開・保全管理の可能性・課題等）を的確に把握することが求められています。
- 3 このように、耕作放棄地の現状を的確に把握することは、現場における営農再開・保全管理の取組に不可欠であるとともに、当省において関連施策の充実を検討していく上でも最も基礎的な要素となりますので、今回の取組について関係各位の協力をお願いするものです。

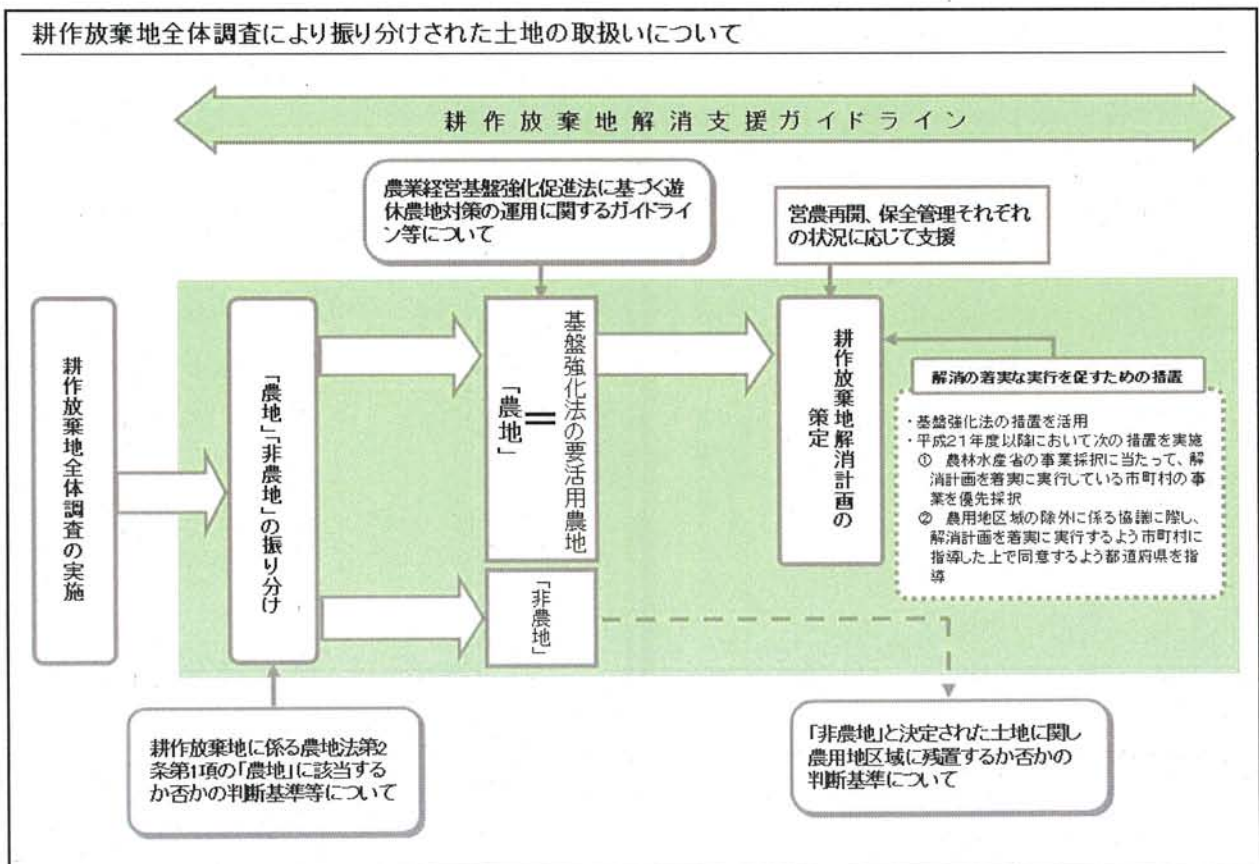
（問 3）全体調査、解消計画の策定・推進には多大な労力を要すると考えられるが、人員・予算・時間のすべてに制約があるなかで、調査精度や計画熟度には自ずと限界があるのではないか。

- 1 全体調査及び解消計画の策定・推進は市町村単位としており、市町村毎の状況（既存資料の有無、耕作放棄地の規模、位置等）次第で、今回の取組に必要な人員・予算・時間は異なってきますが、「耕作放棄地全体調査要領」や「耕作放棄地解消支援ガイドライン」では、最も望ましい作業手順や取りまとめ方法を示しています。
- 2 全体調査における現場での実際の取組においては、19 年度の「耕作放棄地実態調査」を含め、これまでに把握されている耕作放棄地に関する情報を基礎として、国、県、関係団体の支援・協力を最大限活用しつつ、地域の実情に応じて、
地番や面積が特定できない土地については複数筆を束ねて図上測量等により面積を把握する
アクセスが困難な区域等については、関係団体等からの聞き取りや現場近傍からの俯瞰等をもって現状を把握する
等、省力・柔軟な取組も含めて、全体の状況把握を進めていただきたいと考えています。

(問4) 耕作放棄地解消支援ガイドラインと他のガイドラインの関係(一連の作業の具体的な手順) いかん。

耕作放棄地解消支援ガイドラインでは、他のガイドラインの適用段階も含め、耕作放棄地解消のプロセスを次のようにまとめています。

- 1 最初に、市町村・農業委員会は、市町村内のすべての耕作放棄地を対象に現地調査を行い、現状を把握した上で『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について』により、耕作放棄地を「農地」・「非農地」に振り分ける。
- 2 「非農地」に振り分けられた土地については、『「非農地」と決定された土地に関し農用区域に残置するか否かの判断基準』により、当該土地を除外しても一体的な土地利用や周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがない土地でない限り、農用区域へ残置する。
- 3 「農地」に振り分けられた土地について、耕作放棄地解消対策協議会の話し合いにより、営農再開又は保全管理に分類する。
- 4 市町村は、耕作放棄地解消計画を策定し、「農地」の各分類に応じた支援策を活用して耕作放棄地の解消に取り組む。
- 5 1の「農地」・「非農地」の振り分けに合わせ、「農地」については市町村基本構想に要活用農地として位置づけ。解消計画に基づいた取組が行われる場合には要活用農地の所有者等に対して農業経営基盤強化促進法に基づく農業委員会の指導を行う必要はないが、解消計画に基づいた取組が行われず、所有者等に法的措置を講ずる必要がある場合には、農業委員会による指導等の法的措置を講ずる。



耕作放棄地全体調査

1. 趣 旨

(問1) 全体調査の目的いかん。

- 1 耕作放棄地の解消を図るためには、耕作放棄地の所在や状況を的確に把握し、それぞれの状況に応じた対策を講じていくことが必要です。
- 2 このため、今回の全体調査においては、市町村内のすべての耕作放棄地を対象に現地調査を行い、その現状を的確に把握することを目的としています。

(問2) 平成 19 年度に実施した耕作放棄地実態調査と今回の耕作放棄地全体調査の関係如何。

- 1 平成 19 年度に実施した耕作放棄地実態調査は、農業振興地域整備計画を策定している市町村において、耕作放棄地の位置と面積を地図に記入していただき、耕作放棄地の概要を把握していただきました。
- 2 この取組により、耕作放棄地の状況把握は一定程度前進しましたが、その耕作放棄地がどのような現状にあるのか把握できていない等、いまだ不十分な状況にあります。
- 3 このため、今回の全体調査においては、19 年度までの成果を活用しつつ、「耕作放棄地全体調査要領」等に基づく取組を積み重ねていただくことで、すべての耕作放棄地の現状を的確に把握することを目的としています。

(問3) 調査対象となる耕作放棄地の範囲いかん。

耕作放棄地の定義は色々あるが、全体調査の対象となる耕作放棄地の定義は何か。

市街化区域の農地等農業振興地域外の農地も調査の対象となるのか。
農地基本台帳に掲載されていない農地も調査対象か。

今般の全体調査は、耕作放棄地の現況を把握することを目的としていることから、調査の対象は、現況が耕作放棄されている状態の農地としています(耕作者の意思を反映するセンサス上の取り扱いとは異なります。)

耕作放棄地の地域区分を把握する必要から、農業振興地域外の農地も含めて、すべての農地を調査の対象としています。ただし、農業振興地域外では農業振興施策が限定的であることから、解消計画の策定は必須ではありません。

現地調査や聞き取りで把握した耕作放棄地が農地基本台帳に記載されていない場合は、その地番や面積については別資料や図上測量等によって把握してください。

なお、以下については調査の対象にはなりません。

ア．調査の時に作付けがされていなくても、作付けが予定されているもの(共済加入農地・生産調整に係る不耕作地・土地改良通年施行対象農地)

イ．既に農地基本台帳上で、森林・原野化している土地に区分されているもの

ウ．採草放牧地

【参考】「生産調整に係る不耕作地」について

水田農業構造改革対策(産地づくり対策)における助成(対象)水田に該当し、一時的に作物が作付けされていない水田等(交付金の交付がない水田も含む)。

1. 水田農業構造改革対策における「助成水田」の要件

水田農業構造改革対策実施要綱(平成16年4月1日15生産第7999号農林水産事務次官依命通知(平成20年3月28日最終改正))においては、「助成の対象となり得る水田等」が以下のとおり規定されています。

水田農業構造改革対策実施要綱(別紙1)

第5 助成の対象となり得る水田等

本事業は水田農業を対象とした事業であり、水田環境等を良好に保全しつつ、水田を最大限有効に活用していく観点から、作物が作付けられていない期間であっても、常に農地として良好な状態で管理している必要がある。

このため、次に掲げる1の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであり、かつ、次に掲げる2の(1)から(4)までのいずれにも該当しないものを産地づくり事業(中略)の助成の対象となり得る水田等(以下「助成水田」という。)として定め(中略)るものとする。

- 1 水稻の作付け、水稻以外の作物の作付け等が行われた水田等

- (1) 平成 16 年度から平成 18 年度までのいずれかの年度において水稲の作付けが行われたことについて確認が可能である水田
- (2) 平成 16 年度から平成 18 年度までのいずれかの年度において水稲以外の作物の作付けが行われたこと又は農地として良好な状態で管理が行われていたことについて確認が可能である水田等
- (3) (略)

2 助成水田に該当しない土地

- (1) ~ (3) (略)
- (4) 平成 10 年度から平成 18 年度までの間に作物の作付けが行われていない水田等(中略)又は平成 19 年度以降に農地としての利用が行われていない水田等若しくは農地として常に耕作可能な状態に管理が行われていない水田等(中略)に、3年間連続(中略)して該当したもの

2. 耕作放棄地全体調査との関係

(1) 一時的に(調査時点において)作物が作付けされていない水田であっても、調整水田(水田に水を張り常に水稲の生産力が維持されている状態での管理がなされているもの)や自己保全管理水田(耕作可能な状態での管理がなされているもの)等の保安全管理がなされている水田であれば、「助成水田」に該当することとなります。

(2) これらの保安全管理がなされている水田は「耕作放棄地」には当たらないことから、今般の耕作放棄地全体調査を効率的に実施する観点からも、「助成水田」に該当する水田は調査対象から除外することとしたものです。(旧来のいわゆる「ネガ(生産調整対象水田)」を調査対象から除外するものではないことに御留意ください。)

(3) なお、「交付金の交付がない水田も含む」とは、

平成 16 年度から、産地づくり交付金は地域自ら交付金の使途・単価を決定できる仕組みとなっていることから、調整水田や自己保全管理水田等に対して交付金を交付するか否かは地域ごとの判断となっており、

調整水田や自己保全管理水田等は、地域水田農業推進協議会において交付金の交付対象とされていない場合が想定されますが、

交付金の交付の有無を問わず、「助成水田」に該当する水田(即ち、保安全管理がなされている水田)は耕作放棄地には当たらないことを付記したものです。

3. 留意事項

今回の耕作放棄地全体調査においては、水田農業構造改革対策実施要綱に規定される「助成水田」には該当しない水田、即ち、保安全管理が行われていない水田(調整水田や自己保全管理水田等としての管理がなされていないもの)は、今般の全体調査における色分け区分(緑、黄、赤の区分)やその後の解消の取組対象となることに留意してください。

【参考】「既に農地基本台帳上で、森林・原野化している土地に区分されているもの」について

「市町村及び農業委員会における耕作放棄地面積の管理について」(平成 18 年 1 月 6 日付け 17 農振第 1477 号経営局構造改善課長・農村振興局企画部地域計画官通知)に基づき、農地基本台帳に「×」印等が記されているもの

1. 「既に農地基本台帳上で、森林・原野化している土地に区分されているもの」については、全体調査を極力効率化する観点から調査対象外としたものです。

2. しかし、当該土地についても、市町村・農業委員会において、農業上の利用の増進について検討する必要があると判断するものについては、今回の一連の耕作放棄地解消対策(全体調査、農地・非農地の振り分け、解消計画の策定・推進、法的措置等)の対象として下さい。

3. なお、当該土地について、「農地・非農地基準」に規定する判断基準、事務手続により農地・非農地の判断を行うことも差し支えありません。

2. 実施体制

(問1) 現地調査を実施するに当たって、人員や予算が不足している。

- 1 現地調査に当たっては、土地改良区、農業協同組合等に協力を依頼し、現場の状況を聴取することが効率的と考えられます。
- 2 また、担い手アクションサポート事業(定額)、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(2分の1補助)において、会議費、地図購入・印刷等資料作成費、現地調査協力者(上記)への日当、通信運搬費等の調査に必要な経費を助成対象としておりますので、これらの活用を御検討ください。
- 3 なお、補助金交付申請等に係る市町村の事務が円滑に行われるよう農政局が支援しますので、随時、担当部署へお問い合わせください。

(問2) 担い手アクションサポート事業等を活用しようとする場合、5月末までに関係書類を提出せよとのことだが、時間的に困難である。

- 1 現地調査(8~9月の実施を想定)にて執行可能とするべく、6月末に予算の割当を行いたいと考えているため、5月末までに関係書類の提出をお願いしているものです。
- 2 なお、5月末までに提出することが困難である場合であっても、6月末の予算割当までの極力早期に提出いただくようお願いします。

(問3) 国の職員(農政事務所)の役割は何か。

- 1 農政事務所職員は、
管内(離島等を除く。)の市町村単位に設置される調査チーム打合せ(年3回)に参加し、農政事務所が有する耕作放棄地に関する情報(巡回調査等で把握した耕作放棄地の情報等)を提供します。
また、8~9月の現地調査について、重点地区(統計・情報センター管内の市町村のうち、耕作放棄地の実態が不明確である上、耕作放棄地面積が特に大きいと思われる1~2市町村の各1地区)における現地確認に参加します。
- 2 さらに、全体調査により把握される耕作放棄地面積について、毎年12月に実施する「農業資源調査」へ反映させます。

(問4) 都道府県職員の役割は何か。

- 1 都道府県職員は、全体調査に係る市町村の打合せに適宜参加し、市町村・農業委員会に対し、全体調査の実施方法・日程等に関し指導・助言を行うとともに、現地調査へ適宜参加し、耕作放棄地の色分け等に関し指導・助言を行うことを想定しています。
- 2 なお、市町村・農業委員会が、都道府県土地改良事業連合会が保有する情報図(基図)を必要とする場合に、必要に応じ、市町村・農業委員会と当該連合会との間の連絡調整を行うことを想定しています。

3. 耕作放棄地の区分

(問1) 全体調査の色分けと、経営局長通知の『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等』との関係いかん。

- 1 『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等』(農地・非農地基準)は、現地調査により現状が把握された耕作放棄地について、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要になった場合の判断基準及び事務手続を規定するものです。

耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について
第3 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準

耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地(人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地)であって、農業的利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等)が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものとし、これ以外のものは「農地」に該当するものとする。

- 1 その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合
- 2 1以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

- 2 現地調査により「緑」「黄」に区分された耕作放棄地は、当然ながら「農地」に当たります。
- 3 他方、現地調査において「赤」に該当すると考えられた土地について、その土地が「農地」に当たるのか「非農地」に当たるのかの判断は、農地・非農地基準に規定する判断基準及び事務手続により処理することとなります。
- 4 その際、「非農地」として判断するに当たっては、農業委員等複数の者により現況を再確認するとともに農業委員会の総会の議決を経る等慎重に対応する(農地・非農地基準に規定する事務手続を経る)必要があります。
- 5 また、現地調査において「赤」に該当すると考えられた土地であっても、「非農地」に当たるとの判断がなされない土地は「農地」に当たるものであり、その状況に応じ「黄」又は「緑」に区分してください。
- 6 なお、地域の実態に即して、関係部局や関係団体(土地改良区、農協等)との連絡調整を行ってください。

(問2) 「耕作放棄地全体調査の実施マニュアル」P.3～5に記述されている「集団的なまとまりのある農地」とは、20ha以上のまとまりのある農地のことか。農用地区域内の農地に限られるのか。「集団的なまとまりのある農地」の真ん中に森林化している耕作放棄地は何に色分けすればよいのか。「集団的なまとまりのある農地」が一面に森林化している場合、その土地は何に色分けすればよいのか。

集団的なまとまりの規模は、平場・中山間など地形的な条件のほか、稲作、野菜作など主要な作物によっても異なりますので、20ha以上の農地に限らず、地域の状況に応じて判断してください。

農用地区域外の農地も含まれます。

この場合、一般的に規模が小さく農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難ではないことから、「緑」又は「黄」に色分けされるものと想定しています。

この場合、一般的に森林化の規模が大きく農地に復元するためには開墾に匹敵するような物理的な条件整備を行うことが必要と考えられることから、「赤」に色分けされるものと想定しています。

(問3) 「黄」に色分け区分する土地とはどのようなものか。

- 1 人力(草刈り機)や農業用機械等(プラウ、ハロー等)により草刈り・耕起・拔根・整地を実施しても、
用水路等が未整備又は破損していることにより用水の安定供給が困難
区画が狭小又は不整形で、機械作業が困難
排水条件が悪く湿地になっており、作付けが困難
表土の流出等により、良好な作土が不足
農道が未整備で、農地へのアクセスが困難
等の理由により、直ちに耕作することはできないものを「黄」と想定しています。
- 2 また、集団的にまとまりのある農地の中に耕作放棄地が点在し、その合計面積が大きく、周辺と一体的に基盤整備を実施することが有効な場合も同様です。

(問4) 森林化・原野化している土地が過去に基盤整備を実施した土地である場合でも、「赤」の色分け及び非農地の判断をしてもよいのか。

全体調査における色分け区分や非農地決定は、既往の基盤整備に関わりなく、耕作放棄地の現状に着目して行うものですが、『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等』の第3及び「耕作放棄地全体調査の実施マニュアル」の4に沿って、十分に検討してください。(なお、地域の実態に即して、関係部局や関係団体(土地改良区、農協等)との連絡調整を行ってください。)

耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について

第3 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準

耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地(人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地)であって、農業的利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等)が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものとし、これ以外のものは「農地」に該当するものとする。

- 1 その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合
- 2 1以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

耕作放棄地全体調査の実施マニュアル

4. 耕作放棄地の色分け区分

(3) 森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な土地【赤】

具体的な考え方

その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難なもの

(例) 森林化や原野化(表土が流出し岩石が露出しているなど)による農地の荒廃化が著しく、開墾に匹敵するような条件整備を行わなければ、対象地を農地として利用できない場合(「開墾に匹敵するような条件整備」とは、伐採、抜根、切盛土、整地、耕盤造成(田)、畦築立(田)、客土、土壌改良などを総合的に実施する必要がある場合であり、整備の内容が伐採や抜根のみの場合は該当しません。)

以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれるもの

(例) 周囲の土地(山林等)からの直接的な影響(雑木の根、種子、土砂、水等の浸入などの自然的障害、日照等の気象的な障害等の悪影響)によって、農地としての維持や継続的利用が困難な場合)

(注) 上記 には、

- ・ 集団的なまとまりのある農地の中に存在する耕作放棄地は含まれません。
- ・ 農業的利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施等)が計画されている土地は含まれません。

(問5) 「耕作放棄地全体調査の実施マニュアル」P.5 に記述されている「農業的利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施等)が計画されている土地」は「赤」には含まれないとすることの理由いかな。

- 1 当該耕作放棄地の条件整備を目的とした基盤整備事業の場合、色分け区分は「黄」、解消分類は「B」とされるものと考えられます。
- 2 また、当該事業の一定地域に耕作放棄地が部分的に含まれる基盤整備事業の場合、当該耕作放棄地は、集団的なまとまりのある農地の中に存在すると考えられ、色分け区分は「緑」又は「黄」に、解消分類は「A」又は「B」とされるものと考えられます。

(問6) 「調査は、市町村・農業委員会が行う」(全体調査要領の2)とされている一方で、農地・非農地の判断について市町村が農業委員会に依頼する手続(農地・非農地基準第2の1)が規定されている趣旨いかな。

市町村から農業委員会への農地・非農地の判断の依頼は、農地・非農地の判断を慎重に行うことで、安易に非農業的利用を行うのではなく、農業利用に最大限努める趣旨からです。

(問7) 所有者が不明のため農地・非農地の判断に係る事務手続を進めることができない場合、どのように対応すべきか。

- 1 事前通知を郵送したが宛先不明により返送されるなど所有者が不明の場合は、市町村と農業委員会が連携して、地元での聞き取りや転出先の住民票、登記簿等により所有者の把握に努める必要があります。
- 2 なお、所有者不明の場合であっても、農地・非農地の判断を行うことは可能ですので、「農地・非農地基準」第2の1、2により非農地と判断された土地については、解消計画等の対象とする必要はありません。

(問8) 本年 11 月末までに農地・非農地の判断に係る手続を了しない場合の
対応いかん。

1 本年度(平成 20 年度)においては、これまでに把握している耕作放棄地に関する情報に、本年度に実施する調査で把握する情報(調査方法には、聞き取りや俯瞰、図上測量等による所在・面積の概要把握を含む。)を加味・整理し、「農地」・「非農地」の振り分け(農地・非農地の判断に係る事務手続を含む。)を行った上で、その集計結果を 20 年 11 月末を目途に都道府県へ報告(都道府県から国へは 12 月中旬を目途に報告)して下さい。

2 なお、20 年 11 月末までに農地・非農地の判断に係る手続を了しなかったものは、所要の準備が整ったものから順次手続を実施して下さい。(必要に応じ、全体調査表や解消計画も修正して下さい。)

〔 問 7 の 2 の ケー ス、 問 8 の 2 の ケー ス 等 に つ い て は、 そ の 面 積 や 事 務 手 続 の 状 況 に つ い て、 記 録 ・ 整 理 し て お く よ う に し て 下 さ い。 〕

4 . 調査時期

(問1) 現地調査は8月から9月までに行うこととされているが、この時期は農繁期に当たり、また、農業委員の改選もあり、調査は実施できないおそれがある。

- 1 現地調査の実施時期は8～9月を想定していますが、それぞれの市町村・農業委員会の事情に応じ、調査時期は柔軟に対応してください。
- 2 なお、「農地集計表」、「非農地集計表」の都道府県への提出は原則として11月末日までをお願いします。

(問2) 森林化している農地は、現地へのアクセスが困難なことから調査が難しい。本当に一筆毎に調査する必要があるのか。

アクセスが困難な土地についても現地にて確認いただくことが望ましいものの、これが困難な場合には、関係団体等からの聞き取りや現場近傍からの俯瞰等をもって現状を把握してください。

5 . 「農地」に該当するか否かの判断を要するもの

(「3 . 耕作放棄地の区分」を参照)

6. 調査表の作成と集計

(問1) 耕作放棄地の状況に係る農地データについては、地番などの個人情報もあるので、都道府県への提供はできないのではないかと。

今回の調査表の中では、特定の個人を識別できる耕作放棄地の所在・地番を整理していただきますが、都道府県への提出は市町村単位の集計表となりますので、これは「個人情報」には当たりません。

(参考)

「個人情報」とは、「その情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいい、その情報自体によって特定の個人を識別できるもののほか、他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別できるものも含む」とされている。

(問2) 耕作放棄地全体調査表(調査表)の作成に当たり、地番や面積の特定が困難な耕作放棄地はどのように取り扱うのか。

- 1 地番が特定できない場合には、調査表の地番欄は空白としてください(後日、地番が確認されれば、その時点で記入してください)。
- 2 また、実面積・登記簿面積が特定できない場合は、図上測量等により面積を把握し調査表に記入してください。

7. 耕作放棄地解消計画との連携(耕作放棄地解消計画分類)

(「耕作放棄地解消支援ガイドライン」を参照)

8. フォローアップ（平成 21 年度以降）

（問）今回の取組について、平成 21 年度以降はどのように行うのか。

平成 21 年度以降の取組については、20 年度の調査の進捗等を検証の上で再検討する必要があると考えていますが、現時点では、

今後順次行われていく耕作放棄地解消の取組や農地・非農地基準に基づく非農地決定等による耕作放棄地の減少や

21 年度以降の農地パトロールその他の機会を通じて把握された、又は調査精度が向上した耕作放棄地の動向（増減）

等を取りまとめ、「耕作放棄地全体調査表」を年度毎に更新していくことを想定しています。

9. その他

(問1) 全体調査に用いる地図は何を使用すればよいか。

- 1 全体調査に当たっては、耕作放棄地の位置(概要)が分かる地図と農地の地番が一筆毎に分かる図面の2つを用意してください。
- 2 前者の地図としては、19年度の実態調査において作成していただいた地図を用意していただき、これがない場合には、関係団体等からの聞き取りにより地図を作成してください。
- 3 後者の図面としては、市町村所有の農地情報図を用意していただき、これがない場合には、国土調査地積図・ほ場整備後の確定測量図・水土里情報図・市販の住宅地図・公図のいずれかを用意してください。

(問2) 全体調査の結果は、2010年農林業センサスにどのように反映していくのか。

- 1 全体調査では、現況が耕作放棄されている状態の農地を対象としています。
- 2 他方、農林業センサスにおける耕作放棄地は、「過去1年以上作物を栽培せず、しかも今後も耕作するはっきりした考えのない土地」と定義し、農家等調査対象者の意向を踏まえて把握しています。
- 3 このように、全体調査と農林業センサスとは、耕作放棄地の把握方法に違いがありますが、農業委員会による「農地」、「非農地」の振り分け等を通じ、両調査の結果の整合性が向上していくものと考えています。

(問3) 全体調査と農地情報(共有化)との関係は。

- 1 耕作放棄地の解消を図るためには、市町村・農業委員会・JA・土地改良区等の関係団体が農地情報を共有し、担い手への利用集積や企業等新規参入の促進等に役立てていくことが重要です。
- 2 このため、農地情報共有化の進捗に応じ全体調査の結果を農地情報に反映できるよう、全体調査の調査表の様式は、地理情報システムとのリンクが可能な構成としています。

耕作放棄地解消支援ガイドライン

1. 趣 旨

(問)平成 19 年度の「遊休農地解消計画」との関係等、本ガイドラインを策定した趣旨いかん。

- 1 平成 19 年度の「遊休農地解消計画」は、
農業上重要な地域である農用地区域を中心に耕作放棄地の解消を目指す観点から、農振農用地区域内についての策定であり、耕作放棄地すべては計画策定の対象となっていないこと
計画策定手法が必ずしも明確ではなかったため、地域によって対応にばらつきが大きいこと
等の課題がありました。
- 2 平成 20 年度においては、特に昨今の国際的な食料事情の不安定化を受けて耕作放棄地の解消が喫緊の課題となっていることから、19 年度の成果をベースとしつつ上記 1 の課題に対応するため、
原則として一筆毎に耕作放棄地の状況を把握した上で、
このうち「農地」と判断されたすべての耕作放棄地について解消計画を策定するものとして、
また、地域の取組にバラツキが出ないように、
統一的な指針として「耕作放棄地解消支援ガイドライン」を提示したものです。

2. 「農地」・「非農地」の振り分けの考え方

(9 ~ 13 頁を参照)

3. 耕作放棄地解消対策協議会

(問) 耕作放棄地解消対策協議会とは何か。

- 1 各市町村における耕作放棄地の現状把握、耕作放棄地解消計画の策定とその推進のため、農業委員会や農地保有合理化法人、JA、土地改良区等の関係団体の参画を得て市町村が設置する協議会を想定しています。
- 2 なお、各地域には市町村や関係団体による各種の協議会（地域水田農業推進協議会、担い手育成総合支援協議会等）が設置されていると承知していますので、これら既存の協議会が兼ねることとする、又は連携を密にする等により、効率的に実施していただきたいと考えています。

4. 営農再開・保全管理の分類の考え方

(問1) 地主が不在であったり所有者が確知できない場合、解消分類を決めることはできないのではないか。

- 1 そのような場合、まずは、地域協議会の話し合いにより分類を決め、農業委員会、地域担い手育成総合支援協議会、市町村等が所有者への働きかけを行うことを解消計画に盛り込むことが考えられます。
- 2 なお、強い農業づくり交付金（定額）、担い手アクションサポート事業（定額）、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（2分の1補助）を活用して、所有者への連絡、不在村地主を特定するための情報収集を行うことができます。

(問2) イ(イ)の「担い手等の借り手（他地域からの入作者を含む）が存在する」の具体的な考え方は何か。

担い手（認定農業者、集落営農）が、対象地の利用権を得て営農する意思を表明している場合

、 以外の場合、他地域から入作の希望がある場合

、 以外の場合、親戚縁者が耕作する希望がある場合

(問3) イ(ウ)の「参入する意向のある企業等が存在する」の具体的な考え方は何か。

対象地に関し、特定法人貸付事業の協定が締結されている場合
対象地に関し、企業から当該土地の利用に関する要望があり、協定締結の見込みがある場合

(問4) 「参入する意向のある企業等」の存在をどのように把握すればよいのか。

- 1 一つには、農業委員会による意向調査を実施する場合があります。この場合、強い農業づくり交付金(定額)が活用できます。
- 2 また、都道府県の農地業務担当室まで問い合わせさせていただくことにより、より多くの情報を得られる場合があります。

(問5) イ(I)「自ら飼料増産を行う畜産農家が存在する、又は畜産農家と連携し飼料増産を行う借り手が存在する」の具体的な考え方は何か。

耕種農家、畜産農家、所有者の話し合いによって
対象地において、畜産農家が自ら飼料増産を行う意思が表明されている場合
コントラクターや耕種農家が対象地を利用して飼料生産を行う意思が表明されている場合

(問6) 畜産農家が耕作放棄地に放牧する場合には、農地転用の許可が必要なのか。

- 1 当該耕作放棄地(農地)への家畜の放牧が、家畜の採食による除草等の農地の維持・管理(いつでも耕作できるような土地として維持・管理すること)の一環として行われる場合には、その土地は農地のままであると考えられますので、農地転用の許可を受ける必要はありません。
- 2 しかし、当該耕作放棄地(農地)について、農地としての維持・管理を目的とはせず、家畜の放牧の目的に供される土地にする場合には、農地を採草放牧地にすることになると考えられますので、農地転用の許可を受ける必要があります。

(問7) 畜産農家が、耕作放棄地を飼料畑として所有者から借りる場合は、農地法に基づく許可が必要なのか。

当該耕作放棄地を畜産農家が飼料畑として利用するための農地の貸借に当たることから、農地貸借に係る農業委員会の許可を受ける必要があります。

(問8) 4(1) 保全管理の判断基準のア～ウについて、最低限実施しなければならない事項は何か。

ウのうち、草刈り、刈払いは最低でも実施される必要があります。

(問9) 基盤整備を行う場合の判断基準いかな。

基盤整備を行うための事業計画が策定済みであること
基盤整備を行うための、調査、計画が開始されていること
農振整備計画のマスタープランに位置づけられているなど、基盤整備を行うための調査、計画が開始される見込があること

(問10) 基盤整備は、区画整理、暗渠排水、客土、農道整備だけではない。これ以外の基盤整備を実施する場合には、4の(2)に該当すると考えて良いのか。

ガイドラインでは、耕作放棄の状態となっている農地を復元するために必要な土地に関する工事(面整備)を記載していますが、これと合わせて、農地として利用するために、農業用排水施設の整備が必要な場合も想定され、このような場合も4の(2)に該当します。

5. 「農地」の各分類に応じた支援策

(「地域の実情に応じた耕作放棄地の解消支援リーフレット」及び「耕作放棄地解消のプロセスと支援策の手引き」等を参照)

6. 耕作放棄地解消計画の策定

(問1) 解消計画を策定する耕作放棄地の範囲いかに。

1 全体調査実施後、「農地」に振り分けられた土地については、すべて解消計画を策定してください。

2 すなわち、

全体調査により「人力・農業用機械で草刈り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地」(緑)

全体調査により「草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき土地」(黄)

に分類された耕作放棄地は解消計画の対象となります。

この他、現地調査において「赤」(森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な土地)に該当すると考えられた耕作放棄地であっても、農業委員会が「農地」に該当すると判断した耕作放棄地(「非農地」に当たるとの判断がなされないもの)については、「黄」又は「緑」に振り分けた上で解消計画を策定してください。

3 なお、農業振興地域外の農地については、全体調査においては対象としていますが、農業振興施策が限定的であることから、解消計画の策定は必須ではありません。

(問2) 把握された耕作放棄地について、市町村の判断だけで解消計画を策定するのは困難である。地域における話し合いが必要ではないか。

解消計画の策定主体は市町村となりますが、計画策定に当たっては、地域協議会にて関係団体(農業委員会、農地保有合理化法人、JA、土地改良区等)とともに協議・検討することが適切と考えています。

(問3) 国・都道府県の指導・助言の内容とは何か。

1 市町村による解消計画の着実な実施のため、

国は、地方農政局農村振興課（沖縄にあっては沖縄総合事務局経営課、北海道にあっては、農村振興局地域計画官）に耕作放棄地対策の支援窓口を設置し、各市町村に対して都道府県を通じて、解消計画の策定に関する事、活用可能な国庫補助事業等について指導・助言を行います。

都道府県は、市町村において解消計画が策定されているか、取組が実施されているかどうかを把握しつつ、指導・助言を行います。

(問4) 解消計画の見直しは、どのような場合に行えばよいのか。

1 例えば次のような場合に見直しを行ってください。

集落で対象地の保全管理を行っていたが、担い手による営農再開が決定した場合

放牧を予定していたが集落で地域特産物の生産を実施することになった場合
対象地の所有者との連絡調整、抜根・整地等に時間を要し、解消予定が遅れる場合 等

2 その場合には、全体調査表もフォローアップしていただき、解消計画分類の更新、集計表の作成・都道府県への提出をお願いします。

(問5) 平成 21 年度以降に発生した耕作放棄地についても解消計画を策定しなければならないのか。

(16 頁を参照)

7. 耕作放棄地の解消の着実な実行を促すための措置

(問1) 農水省の事業採択に当たって、解消計画を着実に実行している市町村の事業を優先採択するとしているが、具体的にはどのような考えか。

- 1 積極的に耕作放棄地解消に向けた取組を進めている市町村には、農林水産省の事業の優先採択を講ずることで、さらなる取組の促進（耕作放棄地の解消）を図ることを趣旨としています。
- 2 具体的には、平成 21 年度の農林水産省の事業の新規採択に当たって 20 年度の耕作放棄地解消への取組状況を勘案して事業採択を行うことを考えており、その対象となる事業は、農業農村整備事業など農地の確保、農地の有効利用という政策課題に関連したものとする予定です（継続事業には影響しません。）。

(問2) 転用目的での農用地区域除外を行おうとする市町村の取扱いかん。

本ガイドライン 7 (2) は、耕作放棄地が農用地区域内に存在するにもかかわらず、その有効利用を検討せずに転用目的での農用地区域の除外のみを行うことは優良農地の確保の観点から望ましくないとの趣旨から規定したものです。